

決めていくこの挑戦の参加者の重圧はすさまじいものがあります。子供たちとべにばなレジェンド世代を中心とした160人の挑戦者たちの決して諦めない強い意思とそのチャレンジ精神に、私たちは大きな勇気をもらいました。

地域産業の振興を図り、観光新時代に対応すべく建設が進められている観光交流センターと、そのエンジンとなる観光地域づくりプラットフォームがいよいよ立ち上がります。やまがた長井観光局と命名された県内初となる観光地域づくりプラットフォームの最後の検討委員会において、ＪＲ東日本取締役仙台支店長やＪＴＢ常務取締役などを歴任された清水慎一先生の総括に大きな示唆と感銘を受けました。「何のために我々は集まり、プラットフォームをつくるため議論をしているのか。長井で働けるように、所得が上がるように、外のお客様にもっと来ていただき、外からのお客様と一緒に暮らすを楽しんでもらうことが原点である。これを実現しなければ、長井市は沈没するという強い意思を持って、意思統一をしてほしい。今、必要なことは、オール長井で取り組む。市民の持てる力を結集することである。」

私たちは今、全ての市民の暮らしと子供たち、若者の未来を切り開くため、長井家のあらゆる市民の英知と力を結集し、人口減少社会、少子高齢化という荒波を乗り越えなければなりません。そして、この長井丸のかじ取り役である私たち市行政と市議会は、「みんなで創るしあわせに暮らせるまち長井」の実現のために、ともに持てる力の全てを長井創生に結集してまいりましょう。

市議会議員の皆様、そして、市民の皆様の深いご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。平成28年度の施政方針とさせていただきます。ご清聴まことにありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** 施政方針に関する説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後１時といたします。

午前１ １時４２分 休憩

午後 １時００分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

日程第４ 報告第１号 寄附採納の報告について

日程第５ 報告第４号 専決処分の報告について（車両事故に係る損害賠償の額の決定について）

○**渋谷佐輔議長** 日程第４、報告第１号 寄附採納の報告について及び日程第５、報告第４号 専決処分の報告について（車両事故に係る損害賠償の額の決定について）の２件を一括議題といたします。

報告を受けることといたします。

内容重治市長。

（内容重治市長登壇）

○**内容重治市長** 報告第１号 寄附採納の報告についてご報告申し上げます。

内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。平成27年中に寄附を受けたものでございます。このうち心のまちづくり基金につきましては5件、23万5,100円、地域福祉基金につきましては3件、20万3,200円、文教の杜運営基金につきましては0件、ふるさと応援基金につきましては、本年度も記念品の内容の見直し等を図ったところ、2万2,631件、3億806万6,123円の寄附がございました。いただ

きました物件、金員等につきましては、寄附の目的に沿って活用させていただいておりますことをご報告申し上げますとともに、ご寄附いただきました皆様に対して厚くお礼を申し上げます。

報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、車両事故に係る損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたものでございまして、市の公用車により発生した相手車両との接触事故によるものでございます。車両の運転につきましては、既に事故のないように指導してるところでございますが、今後、なお一層の注意を喚起し、安全な運転に努めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

12番、五十嵐智洋議員。

○**12番 五十嵐智洋議員** 報告第1号の寄附採納の報告について、(5)のふるさと応援基金の件ですけども、竹田総合政策課長にお伺いしますが。失礼しました。谷澤地域づくり推進課長、この寄附者氏名の欄ですけども、マンションの何号室まで事細かに記載があるんですけども、465件の方全て、これ究極の個人情報だと思うんですけども、これは記載しなくちゃいけないんですか。

○**渋谷佐輔議長** 齋藤環樹総務課長。

○**齋藤環樹総務課長** お答え申し上げます。

ふるさと応援基金にも限らずですけども、寄附者の方には匿名を希望されるかどうかというようなことのご意向をお伺いしていると思っておりますので、そうでない方については住所、氏名をこれまでのところをご報告をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 12番、五十嵐智洋議員。

○**12番 五十嵐智洋議員** それはもちろんわかるんですけども、こういうふうに記載するときは、例えば何々市の住所とか番地まで入れなくて、何々様と、そういうふうな形ではできないんですか。

○**渋谷佐輔議長** 齋藤環樹総務課長。

○**齋藤環樹総務課長** 報告の仕方ということだろうと思うんですけども、基本的には議会の審議等ではこういったこれまでは個人情報といいますか、住所については全てを記載しておりますけれども、そこまで必要があるのかどうかということであれば、検討の余地はあるのかなと思っていますところでございます。

○**渋谷佐輔議長** よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ほかに質疑もないので、これで報告を終わります。

日程第6 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(長井市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第7 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の設定について)

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第6、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(長井市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)及び日程第7、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(長井市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例を廃止する条例の設定について)の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成27年12月25日に公布した長井市市税条例の一部を改正する条例のうち、総務省通知により市民税及び特別土地保有税の減免申請書の記載事項から個人番号を施行日の関係上、早急に除く必要が生じたことから、長井市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するため、専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成27年12月25日に公布した長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のうち、総務省通知により、国民健康保険税の減免申請書の記載事項から個人番号を施行日の関係上、早急に除く必要が生じたことから、長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止するため、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○渋谷佐輔議長 提案者の説明が終わりました。

これから1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第6、報告第2号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第2号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第2号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○渋谷佐輔議長 起立全員であります。

よって、報告第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、報告第3号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第3号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第3号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○渋谷佐輔議長 起立全員であります。

よって、報告第3号は、承認することに決定いたしました。

委員会付託の省略について

○渋谷佐輔議長 お諮りいたします。

これから上程いたします日程第8、議案第22号及び日程第9、議案第21号の2件につきましては、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第 8 議案第 22 号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第 9 議案第 21 号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○**渋谷佐輔議長** それでは、日程第 8、議案第 22 号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について及び日程第 9、議案第 21 号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 議案第 22 号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、国、県及び他の地方公共団体の職員の給与改定措置を踏まえ、給料表の改定等、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第 21 号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市長、副市長及び議会の議員に対して支給する期末手当の支給割合を改定するため、ご提案申し上げるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 提案者の説明が終わりました。

これから 1 件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 8、議案第 22 号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての 1 件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第 22 号の 1 件について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第 22 号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第 22 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 9、議案第 21 号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 1 件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第 21 号の 1 件について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第 21 号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第 21 号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第12号 字の区域及び名称の変更について外34件

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第10、議案第12号 字の区域及び名称の変更についてから日程第44、議案第11号 平成28年度長井市水道事業会計予算までの35件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 議案第12号 字の区域及び名称の変更についてご説明申し上げます。

本案は、国土調査法に基づき、成田、森、宮の各一部について地籍調査事業を実施いたしましたところ、従来定めておりました字の区域が、長い年月の移り変わりにより現状にそぐわない区画になっていることから、現地調査の結果を踏まえ、地籍調査実施区域内において字の区域及び名称の変更をいたすため、ご提案申し上げます。

次に、議案第13号 長井市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を条例で定めるため、ご提案申し上げます。

議案第14号 長井市行政不服審査法施行条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、改正行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会の組織及び運営など同法の施行に関し必要な事項を定めるため、ご提案申し上げます。

議案第15号 長井市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地域再生法の一部改正に伴い、地方

活力向上地域特定業務施設整備事業が創設されたことにより、市内における雇用機会の創出及び企業の経済基盤の強化を税制上支援することを目的に提案いたします。

議案第16号 長井市歯と口腔の健康づくり推進条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、市民の生涯にわたる健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与することを目的に、歯と口腔の健康づくりに関する基本的事項を定めるため、ご提案申し上げます。

議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、改正行政不服審査法の施行に伴い、関係する条例の所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

次に、議案第18号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市総合戦略における産業の振興、創業支援等、並びに喫緊の課題である公共施設整備に関する施策を推進する組織体制を構築するため、ご提案申し上げます。

議案第19号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するため、ご提案申し上げます。

議案第20号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に準じ、本市の非常勤職員の公務災害補償等に関し、所要の改正をいたすため、ご提案申

し上げるものでございます。

議案第23号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、学童クラブの施設整備に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第24号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第25号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する政令の施行に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正するため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第26号 長井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する政令の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る効果的な支援の方法に関する基準等の一部を改正するため、ご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第27号 長井市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市シルバーワークプラザを廃止

するため、ご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第28号 平成27年度長井市一般会計補正予算第11号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から1億3,275万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ140億5,105万9,000円といたすものでございます。

このたびの補正の主なものといたしましては、歳出においては、ふるさと納税事業1億9,913万6,000円、年金生活者等生活支援臨時福祉給付金給付事業1億563万4,000円、担い手確保・経営強化支援事業8,489万円などを追加するとともに、事業費の確定等に伴い、社会資本整備総合交付金事業4億6,808万1,000円などを減額し、歳入においては、長井市ふるさと応援寄附金1億3,563万円を追加するとともに、基金繰入金2億5,100万円、市債2億7,190万円などを減額いたすものでございます。

第2条の繰越明許費から第4条の地方債の補正につきましては、第2表から第4表のとおり定めるものでございます。

議案第29号 平成27年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に5,394万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,374万2,000円といたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、県財政調整交付金を財源とする賦課徴収費の備品購入費、一般被保険者高額療養費、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、償還金の額の確定による補正、並びに決算見込みによる歳入歳出の補正でございます。

議案第30号 平成27年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から568万6,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,222万7,000円といたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、議案第22号でご提案申し上げております一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、人件費所要見込額を計上いたしますとともに、消費税納付額確定により公課費の不用額を減額補正いたすものでございます。また、これらの補正の充当財源である一般会計繰入金を減額いたすものでございます。

議案第31号 平成27年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に6万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,120万6,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、議案第22号でご提案申し上げております一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、人件費所要見込額を計上いたすものでございます。また、補正の財源といたしまして、一般会計繰入金を増額いたすものでございます。

議案第32号 平成27年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に43万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,443万9,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、議案第22号でご提案申し上げております一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費所要見込額及び時間外手当を計上いたすものでございます。また、補正の財源といたしまして、一般会計繰入金を増額いたすものでございます。

議案第33号 平成27年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に2,583万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億211万4,000円といたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、保険給付費から支出しております施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等の増額、地域支援事業費から支出している職員の給与等の増額、高齢者生活管理指導員派遣委託料、訪問介護サービス費、通所介護サービス費を減額いたすものでございます。その財源として、前年度繰越金等の計上と介護給付費負担金等の財源更正、地域支援事業分に係る調整交付金等の減額をいたすものでございます。

議案第34号 平成27年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から1,819万5,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,549万6,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、特定地域生活排水処理事業において、浄化槽設置事業量の確定に伴い、工事分担金、使用料、国、県補助金などを減額いたすとともに、歳入の減少を補填するため、一般会計繰入金を増額いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、委託料、工事請負費、県補助金を減額補正するとともに、議案第22号でご提案申し上げております一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費を増額補正いたすものでございます。

議案第35号 平成27年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に165万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5万1,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、後期高齢者医療の保険料軽減額の確定に伴う繰入金及び前年度からの繰越金の補正、及びそれに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の補正をいたすものでございます。

議案第36号 平成27年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に547万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,367万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、最終区画の売買契約が成立したことから、宅地売払収入を増額し、歳出につきましては、契約解除による土地の買い戻しがあったことから、宅地開発総務管理費を増額いたすものでございます。

議案第37号 平成27年度長井市水道事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

補正の内容につきましては、議案第22号でご提案申し上げます一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正を伴う人件費の補正を行うとともに、長井ダム維持管理負担金、雑支出及び消費税を増額いたすものでございます。

第2条につきましては、支出の第1款水道事業費用に448万4,000円を増額いたすものでございます。

第3条につきましては、本文括弧書き中の条文を改めますとともに、支出の第1款資本的支出に16万6,000円を増額いたすものでございます。

第4条につきましては、条文のとおり改めるものでございます。

次に、議案第1号 平成28年度長井市一般会

計予算についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方につきましては施政方針の中で申し上げておりますので、予算の概要についてのみ申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ140億8,500万円と定めるものでございます。

歳入の概要でございますが、市税につきましては、所得推計に基づく市民税個人分の増や家屋の新築等に伴う固定資産税の増、税制改正に伴う軽自動車税の増などを勘案し、前年度対比3,618万9,000円、1.1%増の32億1,547万2,000円を計上し、地方交付税については、地方財政計画に基づき推計した結果、3,000万円、0.7%減の41億2,000万円を見込み、計上いたしました。国庫支出金につきましては、1億3,955万6,000円、8.2%増の18億3,573万2,000円、県支出金につきましては、1億4,744万2,000円、16.5%増の10億4,341万4,000円を計上いたしました。基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金5億4,000万円、ふるさと応援基金繰入金3億3,205万6,000円などで、1億9,656万8,000円、28.7%増の8億8,087万5,000円を計上し、市債につきましては、土木債7億1,960万円、教育債2億5,030万円、臨時財政対策債3億8,860万円などで、2億1,820万円、16.7%増の15億2,150万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、性質別の人件費につきましては、5,364万円、2.4%増の22億8,061万9,000円を、扶助費につきましては、2億4,390万4,000円、11.2%増の24億2,325万1,000円を計上し、繰出金を除く一般行政経費につきましては、物件費で8,247万7,000円、4.6%の増や積立金の増などから、1億7,858万円、4.3%増の43億4,753万1,000円を計上いたしました。繰出金につきましては、3,100万8,000円増の18億4,274万6,000円を計上いたしました。投資的経費につきましては、普通建設

事業費では補助分、単独分、県営事業負担金いずれも増となり、3億7,382万円、21.1%増の21億4,244万2,000円を計上いたしました。

第2条から第5条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

次に、議案第2号 平成28年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,121万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税5億8,328万3,000円、国庫支出金5億8,134万6,000円、療養給付費交付金1億1,627万円、前期高齢者交付金として6億1,839万1,000円を計上いたしますものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費17億7,136万円、後期高齢者支援金等3億1,252万4,000円、介護納付金1億2,389万2,000円、共同事業拠出金として6億5,074万7,000円を計上いたしますものでございます。

議案第3号 平成28年度長井市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,122万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、受益者負担金567万8,000円、下水道使用料3億1,031万円、国庫補助金6,907万2,000円のほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み、計上いたしますものでございます。

歳出の主なものといたしましては、污水管渠の維持管理費や公共下水道管理センターの水処理施設更新業務委託などに3億1,537万4,000円、公債費に8億1,584万7,000円などを計上いたしますものでございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

議案第4号 平成28年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,810万円と定めるものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金6,157万2,000円、財産収入10万円、繰入金1億642万8,000円を計上いたしますものでございます。

歳出につきましては、山形鉄道助成費8,400万円、基金積立金8,410万円を計上いたしますものでございます。

議案第5号 平成28年度長井市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,606万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、農業集落排水施設使用料5,292万円、一般会計繰入金1億1,213万1,000円などを見込み、計上いたしますものでございます。

歳出の主なものといたしましては、農業集落排水施設管理委託料など農業集落排水事業費として5,871万1,000円、公債費に1億735万5,000円を計上いたしますものでございます。

第2条、第3条につきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

議案第6号 平成28年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,420万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養費交付金952万8,000円、利用料105万8,000円、繰入金1,351万8,000円などを見込み、計上いたしますものでございます。

歳出といたしましては、人件費等を事業費として計上いたしますものでございます。

次に、議案第7号 平成28年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,544万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料5億7,699万9,000円、国庫支出金7億7,540万8,000円、支払い基金交付金8億3,540万4,000円、県支出金4億4,186万2,000円のほか、一般会計及び基金から繰入金などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費3,247万2,000円、保険給付費28億5,013万4,000円、地域支援事業費2億235万9,000円などを計上いたすものでございます。

議案第8号 平成28年度長井市浄化槽事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,701万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金1,178万円、使用料及び手数料3,892万6,000円、国庫支出金2,743万5,000円のほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽設置のための工事請負費7,940万4,000円、浄化槽維持管理のための保守点検清掃委託料3,122万8,000円、浄化槽転換事業費補助金を344万円計上いたすものでございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

議案第9号 平成28年度長井市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億917万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢

者医療保険料1億9,366万5,000円、一般会計繰入金1億1,508万3,000円を計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金3億352万1,000円を計上いたすものでございます。

議案第10号 平成28年度長井市宅地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ645万円と定めるものでございます。

歳入といたしましては、宅地売払収入643万8,000円、財産運用収入1万2,000円を計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、宅地開発総務管理費217万3,000円、公債費427万7,000円を計上いたすものでございます。

次に、議案第11号 平成28年度長井市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条に定めました収益的収入及び支出におきまして、事業総収益は前年度対比1.3%増の7億737万6,000円、事業総費用は2.3%増の6億9,075万8,000円を予定いたしたものでございます。

次に、第4条で定めました資本的収入及び支出につきましては、収入総額は、企業債などを見込み、前年度対比37.3%減の1億300万円、支出総額では、建設改良費及び企業債償還金として4億5,957万円を予定いたすものでございます。

差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金をもって補填させていただくものでございます。

第5条から第9条までにつきましては、それぞれの条文のとおり定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申

し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 提案者の説明が終わりました。
これから質疑を行います。

まず、日程第10、議案第12号から日程第23、議案第27号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案14件につきましては、関係する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第10、議案第12号 字の区域及び名称の変更についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第13号 長井市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第14号 長井市行政不服審査法施行条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第15号 長井市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第16号 長井市歯と口腔の健康づくり推進条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第18号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第19号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第20号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第23号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第24号 長井市介護保

険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第25号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第26号 長井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第27号 長井市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第28号から日程第44、議案第11号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案21件につきまして、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第24、議案第28号 平成27年度長井市一般会計補正予算第11号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第29号 平成27年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号から日程第32、議案第36号 平成27年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第3号までの8件について一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第33、議案第37号 平成27年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第34、議案第1号 平成28年度長井市一般会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第35、議案第2号 平成28年度長井市国民健康保険特別会計予算から日程第43、議案第10号 平成28年度長井市宅地開発事業特別会計予算までの9件について一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第44、議案第11号 平成28年度長井市水道事業会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第10、議案第12号字の区域及び名称の変更についてから日程第23、議案第27号 長井市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例の設定についてまでの一般議案14件は、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。日程第24、議案第28号平成27年度長井市一般会計補正予算第11号から日程第44、議案第11号 平成28年度長井市水道事業会計予算までの予算議案21件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案21件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

日程第45 請願第1号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書提出方請願

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第45、請願第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書提出方請願の1件を議題といたします。

お諮りいたします。本請願は、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、ご審

査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

散 会

○**渋谷佐輔議長** 本日はこれをもって散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 1時58分 散会